



2015年度第1回「LSC相談員研修会」

2015年7月7日(火) 奈良県労福協(奈良県労働者福祉協議会)主催で「ライフサポートセンター職員及び相談員研修」を開催し、ライフサポートセンター相談員6名、県労福協1名、連合奈良より6名が参加した。奈良県労福協の脇田登事務局長は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い生活保護などの知識の養成が求められ、LSC相談業務の多様化するなか今研修で学んだことを活かしてもらいたいと挨拶。



「生活困窮者自立支援制度について」

橿原市福祉総務課の谷本信也さんから、生活困窮者自立支援法は、2013年12月制定、2015年4月から全国で施行。生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」である。

自立相談支援事業は、失業、経済的に困っている、家族がひきこもりなど、解決が難しくてどうしていいのかわからない、誰に相談すればいいのかわからず一人で悩んでいる方に、各自治体の担当者が一緒に、問題をひとつ

ずつ整理し、解決策を考える。また、相談内容に応じて、様々な機関と協力しながら、一緒に問題解決に取り組む。

「生活保護制度について」

橿原市生活福祉課の岡本好彦さんから、人は生活していく上で、病気やケガなどにより働けなくなったり、様々な事情により自分たちがいくら努力しても生活に困ることがある。生活保護とは、このような生活に困っている方に対して、その状況や程度に応じて、国で決められた基準に基づき、生活費や医療費等を援助するもの。これは、憲法第25条で保護されている国民の権利であると説明。



生活保護の相談から決定まで

申請→調査→決定

決め方は、世帯(生活をともにしている人)を単位として決められる。その世帯全体の収入が生活費の基準(最低生活費)より少ない場合に、申請が可能となり、生活保護制度に基づく調査に問題がなければ、その不足分が生活保護費として支給される。

生活保護には8種類の扶助があり、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。



不正受給の費用の徴収と罰則について

事実と違う申請や不正な手段により生活保護費を受けたときは、その生活保護費を返還しなければならない。また、その生活保護費を返すとともに、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰される。生活保護は善意の申請、申し出によりおこなわれるので不正受給の対応は厳しいものである。

休憩後、質疑応答の時間で色々な質問や意見など相談員から出された。

